



平成27年5月15日

各 位

会社名 株式会社 永谷園
代表者名 代表取締役社長 永谷 泰次郎
(コード番号 2899 東証第1部)
問合せ先 取締役執行役員総務本部長 鈴木 章 平
(TEL. 03 - 3432 - 2511)

会社分割による持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約締結及び 定款の一部変更（商号及び事業目的の一部変更等）に関するお知らせ

当社は、平成27年3月6日付「会社分割による持株会社制への移行に関するお知らせ」において、平成27年10月1日を目処に持株会社体制へ移行する旨を公表しております。

当社は、本日開催の取締役会において、会社分割の方式により持株会社体制に移行するため、当社の100%子会社との間で吸収分割契約の締結を承認すること（係る吸収分割契約に基づく吸収分割を「本件分割」といいます。）及び平成27年6月26日開催予定の第62回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件分割後の当社は、平成27年10月1日付（予定）で商号を「株式会社永谷園ホールディングス」に変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて変更する予定です。なお、本件分割及び定款変更（商号及び事業目的の一部変更）につきましては、平成27年6月26日開催予定の当社定時株主総会決議による承認及び必要に応じ所管官公庁の許認可等が得られることを条件に実施いたします。

なお、本件分割は、当社の100%子会社への吸収分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

I. 会社分割による持株会社体制への移行

1. 持株会社体制への移行の背景と目的

当社は、昭和28年の設立以来「味ひとすじ」の企業理念のもと、創意と工夫でお客様においしさを提供することで、企業価値の向上を図ってまいりました。一方、競争環境が激しさを増している加工食品分野を取り巻く環境は、消費税増税後の個人消費の低迷や、急激な円安による物価上昇の懸念もあり、経営環境は予断を許さない状況となっております。

このような環境下において、当社は、グループ戦略機能を担う持株会社と各事業会社を分離することにより、①経営環境の激変に応じて経営資源を迅速かつ最適な形で配分できるようにすること、②共通業務の集約等による効率化を行うこと、③各事業子会社の意思決定の迅速化による戦略的かつ機動的な事業運営を推進可能とすること、④監督と執行の分離を徹底させることによりガバナンス体制を一層充実させること等を企図して、会社分割（吸収分割）による持株会社制への移行を行うことといたしました。

2. 持株会社体制への移行の要旨について

(1)本件分割の日程

持株会社体制移行準備開始決議取締役会	平成27年3月6日
分割準備会社の設立	平成27年4月21日
吸収分割契約承認取締役会	平成27年5月15日
吸収分割契約締結	平成27年5月15日
吸収分割契約承認定時株主総会	平成27年6月26日(予定)
吸収分割の効力発生日	平成27年10月1日(予定)

(2)本件分割の方式

本件分割は、当社を吸収分割会社（以下「分割会社」といいます。）とし、当社 100%出資の準備会社を吸収分割承継会社（以下「承継会社」といいます。）とする分社型の吸収分割により行います。

(3)本件分割に係る割当の内容

本件分割に際して承継会社である株式会社永谷園分割準備会社は普通株式 300 株を発行し、これを全て分割会社である当社に割当て交付いたします。

(4)本件分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はございません。

(5)本件分割により増減する資本金等

該当事項はございません。

(6)承継会社が承継する権利義務

承継会社が当社から承継する権利義務は、効力発生日において、本件分割に係る吸収分割契約に規定される食料品の製造・販売事業に係る資産、債務その他の権利義務といたします。また、当社の上記事業に属する全従業員（パートおよびアルバイトを含む）との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務については、承継会社に承継いたします。

なお、承継会社が当社から承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものといたします。

(7)債務履行の見込み

本件分割後、当社及び承継会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれており、また、本件分割後の収益見込みについても、当社及び承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本件分割後において当社及び承継会社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しています。

3. 本件分割の当事会社の概要

	分割会社 平成 27 年 3 月 31 日現在	承継会社 平成 27 年 4 月 21 日設立時現在
(1)名称	株式会社永谷園	株式会社永谷園分割準備会社
(2)所在地	東京都港区西新橋二丁目 36 番 1 号	東京都港区西新橋二丁目 36 番 1 号
(3)代表者の 役職・氏名	代表取締役社長 永谷 泰次郎	代表取締役社長 飯塚 弦二郎
(4)事業内容	食料品の製造・販売事業	食料品の製造・販売事業
(5)資本金	3,502 百万円	10 百万円
(6)設立年月日	昭和 28 年 4 月 30 日	平成 27 年 4 月 21 日
(7)発行済株式数	38,277 千株	200 株
(8)決算期	3 月 31 日	3 月 31 日
(9)従業員数	(個別) 648 名	(個別) 0 名
(10)主要取引先	三菱商事株式会社 大日本印刷株式会社 凸版印刷株式会社 他	平成 27 年 4 月設立のため該当事項はありません。

(11) 主要取引銀行	三菱東京UFJ銀行 みずほ銀行 農林中央金庫 三菱UFJ信託銀行 他	三菱東京UFJ銀行			
(12) 大株主及び 持株比率	三菱商事(株) 10.89% (株)三菱東京UFJ銀行 4.01% (株)みずほ銀行(常任代理人 資産 管理サービス信託銀行(株)) 3.63% 松竹(株) 3.22% 大正製薬ホールディングス(株) 2.95% 永谷 明 2.90% 永谷 栄一郎 2.72% 永谷 泰次郎 2.72% 永谷 三代子 2.05% 大日本印刷(株) 2.00%	株式会社永谷園 100.00%			
(13) 当事会社間の 関係等	資本関係	分割会社が承継会社の発行済株式の100%を保有しております。			
	人的関係	分割会社は、承継会社に取り締役及び監査役を派遣しております。			
	取引関係	承継会社は営業を開始していないため、分割会社との取引関係はありません。			
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態					
項目	決算期	(株)永谷園 (連結)			(株)永谷園分割準備会社 (個別)
		平成25年 3月期	平成26年 3月期	平成27年 3月期	平成27年4月21日現在
連結純資産(百万円)		25,625	27,365	29,643	10
連結総資産(百万円)		56,072	65,070	68,352	10
1株当たり連結純資産(円)		700.42	756.37	821.84	50,000.00
連結売上高(百万円)		68,516	71,129	78,362	
連結営業利益(百万円)		3,575	3,943	2,876	
連結経常利益(百万円)		3,666	3,927	3,096	
連結当期純利益(百万円)		2,199	2,416	1,673	
1株当たり連結当期純利益(円)		57.98	66.48	46.46	
1株当たり配当金(円)		15.50	15.50	15.50	

(注) 1 分割会社は、平成27年10月1日付で「株式会社永谷園ホールディングス」に商号変更予定です。

2 承継会社は、平成27年10月1日付で「株式会社永谷園」に商号変更予定です。

3 承継会社におきましては直前事業年度が存在しないため、その設立の日における貸借対照表記載項目のみ表記しております。

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

食料品の製造・販売事業

(2) 分割する部門の経営成績(平成27年3月期)

	分割事業実績 (a)	当社単体の実績 (b)	比率 (a÷b)
売上高	63,321 百万円	63,321 百万円	100.0%

(3)分割する資産、負債の項目及び金額（平成27年3月31日現在）

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	15,867百万円	流動負債	12,072百万円
固定資産	8,367百万円	固定負債	825百万円
合計	24,234百万円	合計	12,898百万円

(注) 上記金額は平成27年3月31日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日までの増減を調整した数値となります。

5. 会社分割後の状況（平成27年10月1日現在（予定））

	分割会社	承継会社
(1)名称	株式会社永谷園ホールディングス (平成27年10月1日付で「株式会社永谷園」より商号変更予定)	株式会社永谷園 (平成27年10月1日付で「株式会社永谷園分割準備会社」より商号変更予定)
(2)所在地	東京都港区西新橋二丁目36番1号	東京都港区西新橋二丁目36番1号
(3)代表者の 役職・氏名	代表取締役社長 永谷 泰次郎	代表取締役社長 飯塚 弦二郎
(4)事業内容	グループ会社の経営管理など	食料品の製造・販売事業
(5)資本金	3,502百万円	95百万円
(6)決算期	3月31日	3月31日

6. 今後の見通し

承継会社は当社の100%子会社であるため、本件分割が当社の連結業績に与える影響は軽微であります。また、当社の単体業績につきましては、本件分割後、当社は持株会社となるため、当社の収入は関係会社からの配当収入、経営指導料収入、不動産賃貸収入が中心となります。また、費用は持株会社としてのグループ会社の経営管理を行う機能に係るものが中心となる予定であります。

II. 定款の変更

1. 定款変更の理由

- ①上記持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約の定時株主総会決議による承認を条件として、当社定款第1条に定める当社の商号を「株式会社永谷園ホールディングス」に変更し、当社定款第2条に定める当社の事業目的を持株会社としての経営管理等に変更するものであります。
- ②コーポレートガバナンスの強化を目的として、当社定款第20条に定める取締役の員数を9名から10名に変更するものであります。
- ③取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第427条に定める取締役及び監査役の責任免除制度に基づき、当社定款第30条及び第40条の規定を変更するものであります。なお、第30条の規定の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、<u>株式会社永谷園</u>と称し、 英文では、<u>NAGATANIEN CO., LTD.</u>と表示 する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とす る。</p> <p><u>(1) お茶づけ食品類の製造販売</u> <u>(2) ふりかけ食品類の製造販売</u> <u>(3) 即席みそ汁、吸物類の製造販売</u> <u>(4) 茶、のりの販売</u> <u>(5) 菓子製造販売</u> <u>(6) その他飲食料品の製造及び販売</u></p> <p><u>(7) 皮革製品の製造販売</u></p> <p><u>(8) 飲食店の経営</u> <u>(9) 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理</u> <u>(10) 前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>第 3 条～第 19 条 <省略></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、<u>9</u>名以内とする。</p>	<p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、<u>株式会社永谷園ホールディ ングス</u>と称し、英文では、<u>NAGATANIEN HOLDINGS CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに 相当する事業を営む外国会社の株式又は持 分を保有することにより、当該会社等の事業 活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p><u>(1) 株式の保有、売買並びにその他の投資事業</u> <u>(2) 投資会社の経営管理</u> <u>(3) 飲食料品の製造、包装及び販売</u> <u>(4) 飲食料品の加工</u> <u>(5) 飲食店の経営</u> <u>(6) 飲食店のフランチャイズチェーン店の加盟 店募集及び加盟店の指導業務</u> <u>(7) フランチャイズチェーン店舗の設備及び内 装工事の設計、工事監理並びに器具及び備 品の販売</u> <u>(8) 経営コンサルタント業</u> <u>(9) 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理</u> <u>(10) 総合リース業及びこの仲介斡旋に関する 事業</u> <u>(11) 損害保険代理店業務及び生命保険の募集 に関する業務</u> <u>(12) 商品・サービスの販売促進施策に関する支 援業務</u> <u>(13) 総務、人事・給与及び福利厚生業務の受託</u> <u>(14) 一般労働者派遣事業</u> <u>(15) 農畜産業</u> <u>(16) 農畜水産物の生産、処理、加工及び販売</u> <u>(17) 油脂の生産、加工及び販売</u> <u>(18) 雑貨類の販売</u> <u>(19) 知的財産権の取得、維持、管理、利用等の 許諾及び譲渡</u> <u>(20) 前各号に附帯又は関連する一切の事業</u> <u>(21) 前各号に関する研究、開発、調査の受託</u></p> <p>2. <u>当社は、前項各号及びこれに附帯又は関 連する一切の事業を営むことを目的とする。</u></p> <p>第 3 条～第 19 条 <現行どおり></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 21 条～第 29 条 <省略></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 31 条～第 39 条 <省略></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 40 条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 41 条～第 48 条 <省略></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>第 21 条～第 29 条 <現行どおり></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>取締役(業務執行取締役である者を除く。)</u>との間で、当該<u>取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 31 条～第 39 条 <現行どおり></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 40 条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 41 条～第 48 条 <現行どおり></p> <p>(附則)</p> <p><u>第 1 条 第 1 条(商号)及び第 2 条(目的)の変更は、平成 27 年 10 月 1 日をもって効力が生じるものとする。</u></p> <p><u>第 2 条 前条及び本条は、平成 27 年 10 月 1 日をもってこれを削るものとする。</u></p>

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会
定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 26 日(予定)
平成 27 年 10 月 1 日(予定)

(注) 現行定款第 20 条 (取締役の員数) 及び第 30 条 (取締役の責任免除) 並びに第 40 条 (監査役の責任免除) に係る定款変更の効力発生日は、平成 27 年 6 月 26 日を予定しております。

以 上